

令和7年度年間指導監査等実施計画

横浜市健康福祉局所管社会福祉法人等指導監査等実施要綱（以下「要綱」という。）第3条第3項の規定に基づき、令和7年度の年間指導監査等実施計画を次のとおり定めます。

なお、法人・施設等の運営に関して指導監査の必要が生じたときは、本計画に関わらず要綱第6条第2項に基づく一般指導監査及び要綱第11条に基づく特別指導監査を随時実施します。

指導監査等の実施にあたっては、原則として下記の周期により実施するものとします。ただし、感染症のまん延を防止する必要性が極めて高い場合等において、実地において指導監査を行うことが困難な場合は、実施方法、実施時期及び対象法人等について柔軟に対応します。なお、指導監査周期等に基づき本年度が指導監査等の対象年度であっても、当該理由により実施を翌年度以降に見送る場合があります。

指導監査等の種別		指導監査周期等	実施時期	結果通知時期		実施方法								
社会福祉法人		・運営等について、特に大きな問題が認められない法人は、3年に1回 ・会計監査人の監査等の支援を受けた場合等において、その結果等に基づき法人の財務状況の透明性・適正性が確保されていると判断するときは、4年又は5年に1回 ・苦情解決への取組が適切に行われ、良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めていると判断するときは、4年に1回 ・前回の実施結果等から必要と判断する場合は、令和7年度も実施	7～3月	<table><tr><td>6～8月上旬 実施分</td><td>10月</td></tr><tr><td>8月下旬～10月 〃</td><td>12月</td></tr><tr><td>11～12月 〃</td><td>3月</td></tr><tr><td>1～3月 〃</td><td>4月</td></tr></table>		6～8月上旬 実施分	10月	8月下旬～10月 〃	12月	11～12月 〃	3月	1～3月 〃	4月	原則として次の方法によります。 ① 実施通知の送付 ② 事前提出資料の受理 ③ 指導監査等の実施 ・施設見学等 ・書類確認 ・ヒアリング ・講評（結果伝達） ④ 結果通知の送付 ⑤ 改善報告書の收受（文書指摘事項のみ）
6～8月上旬 実施分	10月													
8月下旬～10月 〃	12月													
11～12月 〃	3月													
1～3月 〃	4月													
施設等	高齢者施設	これまでの実施状況等をもとに決定（概ね3年に1回実施） ※一部の内容については、オンライン等を活用して実施することができるものとする。	6～3月											
	障害者支援施設	これまでの実施状況等をもとに決定（概ね3年に1回実施）	7～3月											
	身体障害者社会参加支援施設	これまでの実施状況等をもとに決定（概ね3年に1回実施）	9～11月											
	生活保護法指定医療機関	これまでの実施状況等をもとに決定 ※原則として精神科病院は3年に1回実施	6～2月	6～9月実施分：10月 10～2月実施分：3月										
	保護施設（救護施設・更生施設）	これまでの実施状況等をもとに決定（概ね3年に1回実施）	10～11月	1月										
	無料低額診療事業	無料低額診療事業実施医療機関のうち6施設（概ね3年に1回実施）	6～7月	10～11月										
相談事業・隣保事業		これまでの実施状況等をもとに決定（概ね3年に1回実施）	7～12月	10～2月										